

令和6年4月1日より死亡牛のBSE検査の対象が変更になりました

全ての月齢において、「死亡前にBSEの特定症状があった牛」「死亡前に起立不能や歩行困難等のBSEを疑う症状があった牛」が検査の対象となります

	令和5年度まで	令和6年度以降
特定症状牛	全月齢の死亡牛	全月齢の死亡牛
起立不能、歩行困難牛	48か月齢以上の死亡牛	全月齢のBSEが否定できない症状を呈する死亡牛
一般的な死亡牛	96か月齢以上の死亡牛	検査対象外

検査対象となる死亡牛について十分ご理解いただき、検査漏れがないよう、死亡牛の適正な処理をお願いします

BSE検査対象牛は「死亡牛処理整理票」の添付が必要です！

- ・死亡牛処理整理票を添付して「群馬県家畜衛生研究所」へ搬入してください。
- ・死亡牛処理整理票は無料で配付しています。
群馬県畜産協会、家畜保健衛生所、家畜衛生研究所、JAへお問い合わせください。
- ・BSE検査料および検査促進費、検体提供費の補助があります。

BSE検査対象外の死亡牛は産業廃棄物となりますので「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の添付が必要です！

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）を添付せずに（株）群馬県化成産業に搬入される事例があります。マニフェストの未交付は廃棄物処理法違反として罰則の対象となりますので必ずマニフェストを添付してください。
- ・マニフェストは一般産業廃棄物用のマニフェストでもかまいませんが、記入が簡単な牛・豚の死体の処理に限り使用できるマニフェスト（畜産用）を群馬県畜産協会にて販売しています。

マニフェスト（畜産用）の購入方法（1冊750円（税込）3枚複写×30部）

購入申込書にて群馬県畜産協会へお申し込みください。

- 1 下記の間合せ先に連絡します。
- 2 お名前とFAX番号を確認後、畜産協会から「購入申込書」をFAX送信します。
- 3 届いた「購入申込書」に必要事項を記入し、畜産協会へFAXで返送します。
- 4 FAX確認後、代引きゆうパックにて郵送します。
- 5 配達員にマニフェスト代と代引手数料290円をお支払いください。

※金融機関への振込による支払いも可能ですので、ご希望の場合はお申し付けください。
請求書を送付いたしますので、後日、振込をお願いします。なお、振込手数料は購入者のご負担となります。

※お急ぎの場合は、下記の間合せ先に連絡後、畜産協会へ直接お越しください。

<お問合せ先>

公益社団法人群馬県畜産協会

電話：027-220-2371 FAX：027-220-2372